

正しく判定！ 法人税の損金算入・不算入

第26回 固定資産税の損金算入時期は？

公認会計士・税理士 溝端 浩人
税理士 松本 栄喜



私は、甲社を経営している社長です。

固定資産税の納税通知書をみると第4期分の納期が2月1日から2月末日となっています。

固定資産税は実際に納付した日に損金に算入することになると思うのですが、納付した日以外に損金に算入できるタイミングがあるのでしょうか？



固定資産税は、基本的に賦課決定のあった日（納税通知書が交付された日）の属する事業年度において、その全額を損金に算入します。

ただし、納期の開始の日（納期が分割して定められているものについては、それぞれの納期の開始の日）の属する事業年度又は実際に納付した日の属する事業年度において損金経理をした場合には、その損金経理した事業年度において損金の額に算入されます。

よって、固定資産税の損金算入時期は、①賦課決定があった日（納税通知書の交付があった日）、②その納期の開始日、③実際の納付日のいずれかを選択することができます。

解説

1 固定資産税とは

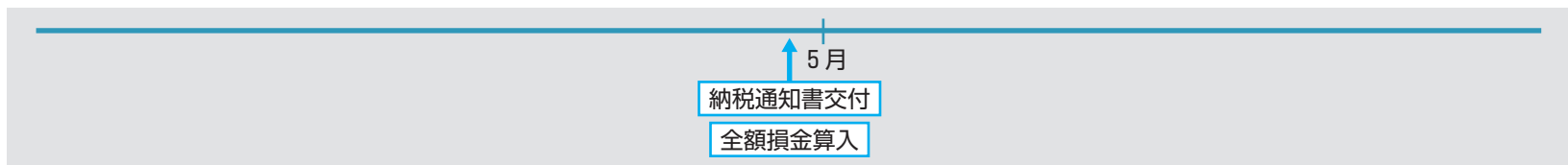
固定資産税は、毎年1月1日現在、土地、家屋、償却資産を所有している者に対して課税されます。

なお、固定資産税の納税通知書は毎年4月に市町村役場から送付されます。

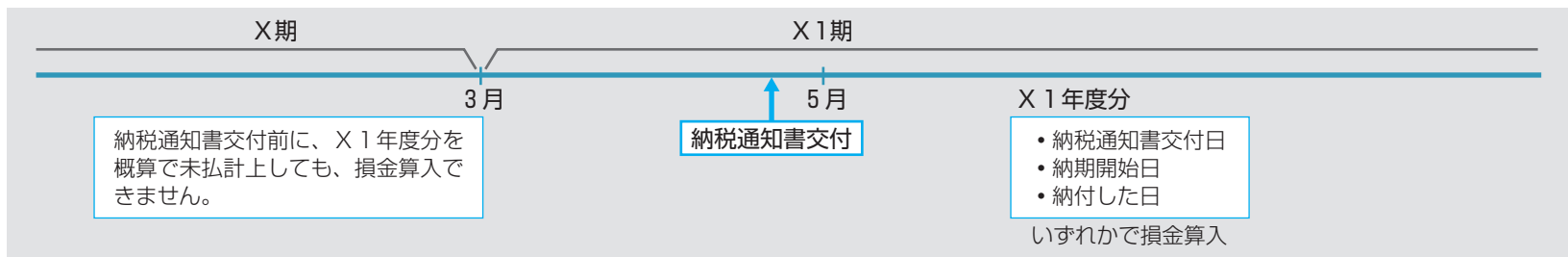
また、税額は年4回に分割され、多くの市町村では、同年の4月、7月、12月及び翌年の2月の各月末が納期限とされていますが、市町村によっていろんなパターンの納期が存在しています。

2 固定資産税の損金算入時期

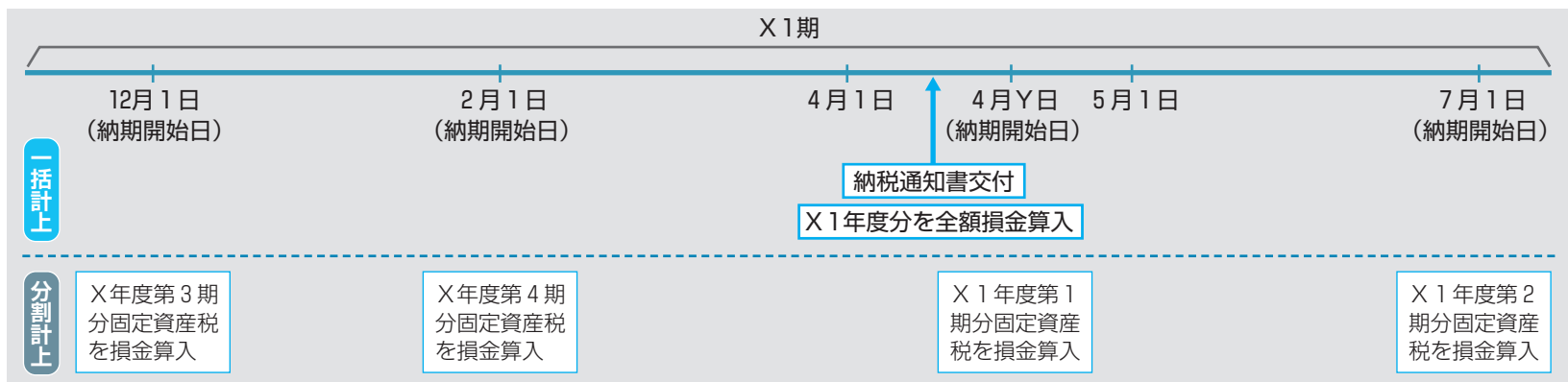
(1) 納税通知書が交付された日（原則）



(2) 3月決算の場合



(3) 9月決算の場合



著者紹介



みそばた ひろと
溝端 浩人（公認会計士・税理士）
朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）にて実務を経験後、平成4年3月に溝端公認会計士事務所開業。株式会社コンサルティング・モール代表取締役。
【事務所】大阪市天王寺区（谷町九丁目）



まつもと ひでき
松本 栄喜（税理士）
大原簿記専門学校税法講師を経て、妙中公認会計士事務所にて実務を経験後、平成18年に税理士事務所開業。税理士法人松本会計事務所代表。
【事務所】大阪市淀川区西中島

著書

「図解・業務別 会社の税金実務必携」(共著)他

